



健康・福祉・介護のひろば

問合せ 健康福祉課 ☎66・3111 健康担当134・135 福祉担当124・128 介護保険担当133 地域包括支援センター132

紙おむつの支給をしています

◆対象となる方

次の①～③の全てに該当する方

①町内に住所がある方

②在宅で常におむつを必要とし、かつア～エのいずれかに該当する方

ア 要介護認定を受け、要介護状態区分が3以上で、介護保険料所得段階が第1段階から第3段階までの方

イ 身体障害者手帳の交付を受け、肢体不自由1級又は2級に該当する3歳以上の方

ウ 身体障害者手帳の交付を受け、ぼうこう又は直腸の機能障害に該当する3歳以上の方

エ 療育手帳の交付を受け、㊤・Aの障害に該当する3歳以上の方

③市町村民税非課税で町税等に滞納がない方

◆申請

紙おむつの支給を希望される方は健康福祉課に申請してください。

※既に紙おむつの支給を受けている方は申請の必要はありませんが、ごみ袋の支給については申請が必要となります。

◆支給方法

紙おむつの支給は、町が委託した業者が各家庭に配達します。また、紙おむつの支給は1か月あたり3,000円に消費税を加算した額が支給の限度となりますので、その金額を超える場合は、自己負担となります。

問合せ 健康福祉課 ☎66・3111 (障がい者分) 福祉担当 内線124、128
(要介護認定者分) 地域包括支援センター 内線132、133

指定有料ごみ袋を支給します!!

子育て家庭の応援、少子高齢化対策として、紙おむつ排出用ごみ袋(指定有料ごみ袋)を支給します。

対象者

- ・0歳から3歳の誕生月までの乳幼児
- ・町の「紙おむつ支給事業」の対象者

支給枚数

1人につき可燃ごみ20ℓ袋(中型)を1月5枚、年間60枚

配付方法

・健康福祉課窓口及び多世代ふれ愛ベース長瀬で配付します。

持参するもの

乳幼児での対象の方は、町から配付された支給カード
町の「紙おむつ支給事業」の対象の方は町から事前に郵送された申請書

問合せ 健康福祉課福祉担当 66・3111 内線124、133

更生相談

身体障害者の更生援護に必要な専門的な知識・技術についての相談及び指導を実施しています。補装具の処方及び適合判定、施設入所の判定、その他医療相談を無料で受けることができます。(手足・体の障害の相談)

【熊谷児童相談所】

- ・4月13日(月) ・6月8日(月)
- ・7月13日(月) ・9月14日(月)
- ・11月9日(月) ・12月14日(月)
- ・1月18日(月) ・3月8日(月)

【秩父福祉事務所】

- ・5月26日(火) ・8月25日(火)
- ・11月24日(火) ・2月16日(火)

予約制ですので、早めに健康福祉課(☎66・3111内線128)へご連絡ください。

簡単な手話を覚えましょう【第1回】

手話が日本語や英語と同じように独立した「言語」だということを知っていますか?手話とは、手や指で形を作ったり、顔で表情を作ったりして、気持ちや考えを伝える「ことば」です。

町では平成30年に手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を広げることにより、町民や訪れる観光客などが安心して過ごせる長瀬町を目指すため、長瀬町手話言語条例を制定しました。

今月から手話を連載します。みんなで一緒に手話を学びましょう。

「手話」の手話表現



①両手の人差し指を向かい合わせにして上下に置き



②垂直に交互に回します



動画はこちらから

協力:ちちぶ広域手話学習会

問合せ 健康福祉課福祉担当 ☎66・3111 内線124